

7月20日(日) 7時～20時 参議院議員通常選挙

問 松前町選挙管理委員会 ☎ 985-4132 FAX 985-4148

投票できる人

平成19年7月21日以前に生まれた人で、次のどちらかに当てはまる人

- ① 令和7年4月2日までに松前町に転入届を出した(住民登録がある)人で、引き続き松前町に住んでいる人
 - ② 松前町の選挙人名簿に登録されていて、令和7年4月3日以降に松前町から転出した人
- ※ 投票当日に選挙権があり、松前町の選挙人名簿に登録されている必要があります。
- ※ 他の市区町村の選挙人名簿に登録されている人は、そちらの市区町村での投票となります。不在者投票は、早めにお問い合わせください。

投票所入場券

投票所入場券は、公示日から選挙人に郵送を開始する予定です。

なお、投票所入場券を紛失した場合や、まだ手元に届いていない場合でも投票できますので、投票所の受付で申し出てください。

不在者投票

次に当てはまる場合は、それぞれの場所で不在者投票ができます。手続きに日数がかかりますので、申請方法・期限などは早めにお問い合わせください。

- ① 仕事や旅行などで遠隔地に滞在し、松前町で投票ができない場合 → 滞在地の選挙管理委員会
- ② 県選挙管理委員会指定の病院などに入院・入所中の場合 → 入院・入所中の施設(施設長に申し出てください)

投票所

お住まいの区域によって投票所が異なります。投票所入場券にも記載していますので、ご確認ください。

※ 昨年10月の衆議院議員総選挙と投票所は同じです。

投票区	投票所	区域
第1	黒田保育所	南黒田・北黒田
第2	松前小学校体育館	宗意原・新立
第3	旧古城幼稚園	本村・筒井
第4	出作集会所	徳丸・中川原・出作
第5	東公民館	神崎・鶴吉

期日前投票

仕事、病気またはレジャーなどで投票日に投票できない人のために設けられた制度が「期日前投票」です。感染症対策で、当日の密集を避けることも、期日前投票を行う理由として認められています。7月20日(日)に投票できない人は、投票所入場券を持って期日前投票所へお越しください。

投票所入場券裏面の宣誓書に記入を

- ▶ 日程 7月4日(金)～
7月19日(土)
8時30分～20時
- ▶ 場所 役場2階大会議室



選挙公報

候補者や政党などの考え方が分かるよう、選挙公報を7月18日(金)までに新聞折り込みでお届けします。東、西、北公民館にも備えるほか、県選挙管理委員会のホームページにも掲載予定です。

代理投票・点字投票

字を書くのが不自由な人や目の不自由な人のために、代理投票や点字投票という制度があります。

代理投票では、投票所の職員が補助者となり、代理であなたの意思を代筆します。もちろん秘密は守られます。

点字投票では、点字器を使った投票をすることができます。希望する人は、投票所の職員に申し出てください。

